

## 親のくびきから逃れる「自立生活運動」と「重度訪問介護」を考える

古瀬 敏(静岡文化芸術大学名誉教授)

私は建築の使い勝手と安全性についてずっと研究してきた。

その最大の成果が「長寿社会対応住宅設計指針(案)」、究極にはすべての住宅が歳を取ってもそこから追い出されないようにつくられていることを目指したものである。残念ながらそれはそのまま障害者対応住宅ではないが、住まい手の必要に応じて無理なく改修できる水準までは備えるようになっている。一般解を提示することを目指したが故に、個々人の障害を議論する場に加わることはほとんどなく、一定の距離を取ってきたといえるだろう。とはいえ、個別対応が必要になったらどうするの、という点は常に意識していた。

30数年前、上記の指針案を議論していたころ、北欧を訪問する機会があり、高齢者ケアの実態を見せてもらったことがある。スウェーデンだったかと思うが、在宅サービスの提供のために住宅に訪問する場合、移動時間がかかるのをどう考えるのか質問した。答えは、人的資源の限界があって遠隔地でのサービスはある程度以上は無理である、とのことだった。当時は福祉サービス提供者は地方自治体スタッフだったはずなので、移動時間についての費用はカバーされるという前提だったと思うが、それでも無制限は不可能というわけだ。

もっとも、ヨーロッパのほとんどの国では住宅のほとんどが集合住宅であり、その住棟のなかの何戸かに介護対象の高齢者や障害者が住んでいて、日本のような戸建て住宅が主体というわけではないから、移動時間がほとんどを占めるというのは例外だが皆無ではない(そういった住宅はサマーハウス扱いで、城壁都市のなかの組積造の建築物と違って法的な規制は緩い)。

日本は散在している戸建て住宅に住んでいる介護対象者にサービスを届けなければならないし、移動の時間費用はカバーされないから、厚労省が考えた苦肉の策がサ高住というわけだ。しかしこれでは高齢者たちがコミュニティから切り離された、いわばゲッターになり得る形であって、あるべき姿ではないだろう。

重度障害者に対しての在宅サービスである「重度訪問介護」は、障害者の生存を支える仕組みとして考えられているが故に、高齢者の介護保険による介護サービスと違って予算削減という声は聞かれない。それは予算規模が2桁近く違うということ、また高齢者介護は制度設計者の当初の意図はどうあれ、実際には家族を当てにしているということに対して、重度訪問介護は現実はどうであろうと、家族の物理的支援は無しだとの建前に立っていることによるだろう。

障害者の自立は親のくびきから逃れることが自立生活運動の本質なのだから。

ただ、障害者自立においても、学びと就労と暮らしは分断されていて、支援が切れ目なしにはなっていない。これは省庁間の壁という本質的な仕組みの欠陥だ。学びは文科省、就労は旧労働省、暮らしは旧厚生省が所管していて、権限を手放さない(政策と予算とが彼らの生きがい！)。

これをなんとかしなければならぬのだが…… 65歳になったら障害者支援から介護保険対応に移そうという厚労省の企みも、その枠組みの故(本音は予算削減なのだが)。あるべき姿から大きく乖離していることを役人は認めたがらない。北欧流に「パーソナルアシスタンス」、必要なことをする(気の合う)スタッフを障害者自身が雇用する方式に変えることでしか矛盾が解消されないのかもしれない。